

○道路交通振動の要請限度

区・市長は、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度（以下「要請限度」という。）を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を、道路管理者に対し道路交通振動防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執ることを要請する。

振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

道路交通振動に係る区域の区分については、区長・市長が定めており、概ね下表のとおりである。

①振動規制法第 16 条及び振動規制法施行規則第 12 条に係る別表第 2

②振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域の区分等

（単位：デシベル）

区域の 区 分	当てはめ地域	時間の区分	
		昼間（８時～19 時）	夜間（19 時～８ 時）
第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65	60
第 2 種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	昼間（８時～20 時）	夜間（20 時～８ 時）
		70	65
第 2 種区域に該当する地域に接する地先は、第 2 種区域の基準が適用される。			

《備考》

- 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。
- 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
 - 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差（デシベル）	3	4	5	6	7	8	9
補 正 値（デシベル）	3	2		1			

- 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。